

北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会 次第

〔平成28年12月16日(金) 15:30~
道庁赤れんが庁舎2階1号会議室〕

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1)家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例
について

(2)その他

4 閉 会

道内での高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について

平成28年12月16日(金)

本日(16日)、十勝管内清水町の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生し、簡易検査によりA型鳥インフルエンザ陽性を確認。概要は次のとおり。

1 現状

- (1) 場 所 十勝管内 清水町
- (2) 飼養羽数 採卵鶏 約21万羽
- (3) 発生状況

本日、10時、養鶏場から、1鶏舎で、約30羽が死亡しているのを発見し、十勝家畜保健衛生所に通報があった。

通報を受けた十勝家畜保健衛生所は、直ちに職員を現地に派遣し、立入検査(臨床検査、簡易検査等)を実施したところ、簡易検査で陽性を確認。

(4) 周辺農場

- 半径3km以内 100羽以上：1戸 約12,000羽
- 3～10km以内 100羽以上：6戸 約180,000羽

(5) その他

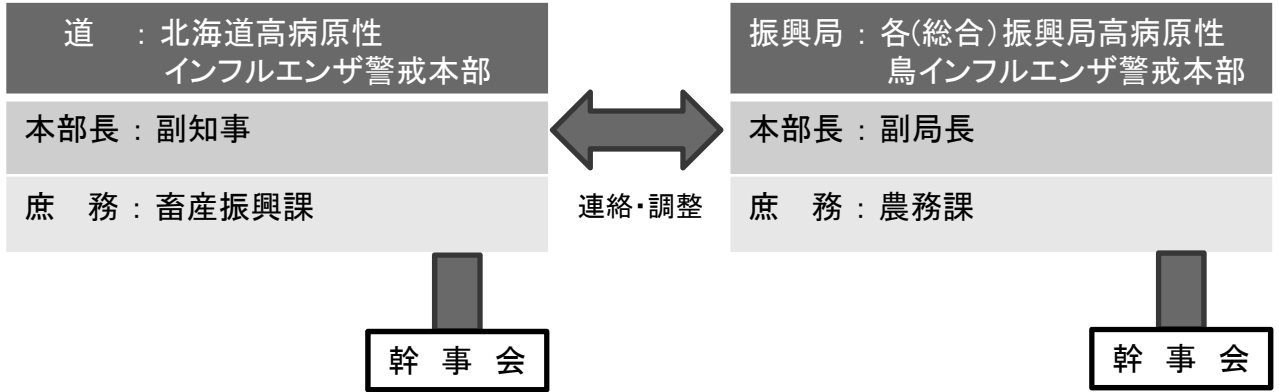
北海道高病原性鳥インフルエンザインフルエンザ警戒本部幹事会を開催し情報共有。

2 対応

現在、十勝家畜保健衛生所において、確定検査(遺伝子検査)を実施中。遺伝子検査でH5又はH7亜型の高病原性と判定された場合、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と決定し、高病原性鳥インフルエンザ対策本部(本部長：知事)及び十勝総合振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部(本部長：十勝総合振興局長)を設置し、防疫指針に基づき、防疫作業を開始。

高病原性鳥インフルエンザの対応

国内で発生継続



異常家きんの通報

○ 死亡羽数の増加など

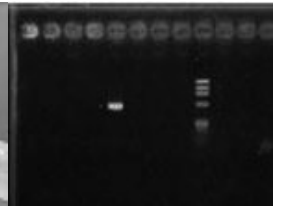
家畜保健衛生所の立入検査



臨床検査



簡易検査



遺伝子検査

臨床検査、簡易検査、遺伝子検査(H亜型)等の実施

○ 簡易検査陽性

★疑う事例プレスリリース

高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会開催

○ 遺伝子検査(H5・7亜型)陽性

★疑似患畜発生プレスリリース

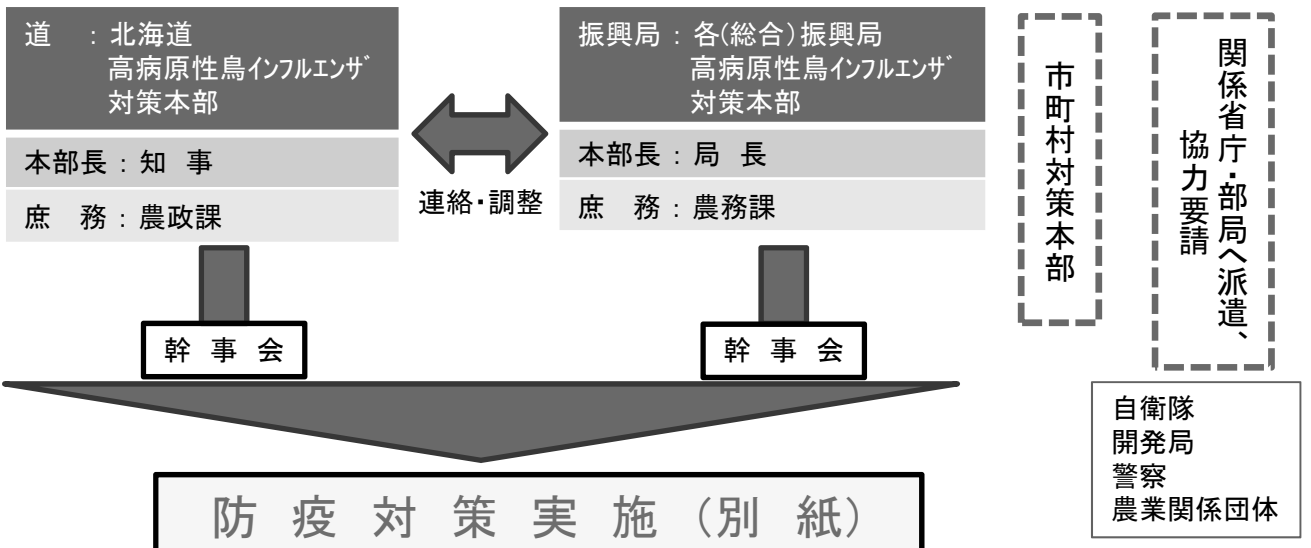
疑似患畜決定

動物衛生研究所へ検査依頼
(N亜型、病原性判定)

患畜決定

道内で異常家きんの通報し、疑似事例の発生

道内家きんでの発生



高病原性鳥インフルエンザの対応

発生農場の防疫

通行制限



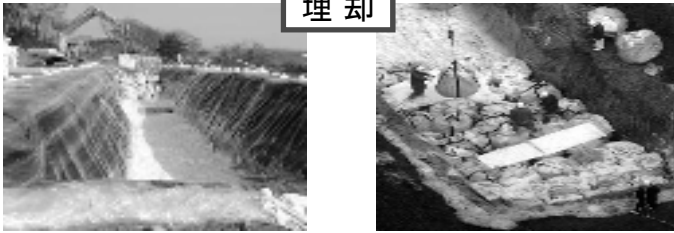
- 発生農場周辺の通行制限又は遮断
- 通行車両は消毒を徹底

家きんの殺処分



- 病性決定後、全ての家きんを原則24時間以内に殺処分

埋却



- 処分した家きんを原則72時間以内に埋却

消毒（1回目）



農場防疫措置完了

※ 1週間後

消毒（2回目）

※ 1週間後

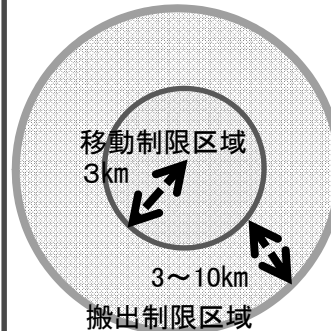
消毒（3回目）

※ 発生農場の防疫措置 完了後21日経過

防疫措置終了（移動制限区域（3km）解除）

制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 移動制限区域
 - ・ 家きん等の移動を禁止
- 搬出制限区域
 - ・ 家きん等の当該区域からの搬出を禁止

消毒ポイントの設置



- 発生農場から3km及び10km地点に設置

発生状況確認検査



- 発生後24時間以内に移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施

※ 発生農場防疫措置完了後、10日経過後

清浄性確認検査

- 移動制限区域内農場における臨床検査、ウイルス分離検査、血液抗体検査

※ 清浄性確認検査陰性

搬出制限区域（3～10km）解除